

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許可可)

隠岐島司がアシカ漁業者に衛生上の指導をしたことを島根県に報告する文書

No.24 乙衛第26号

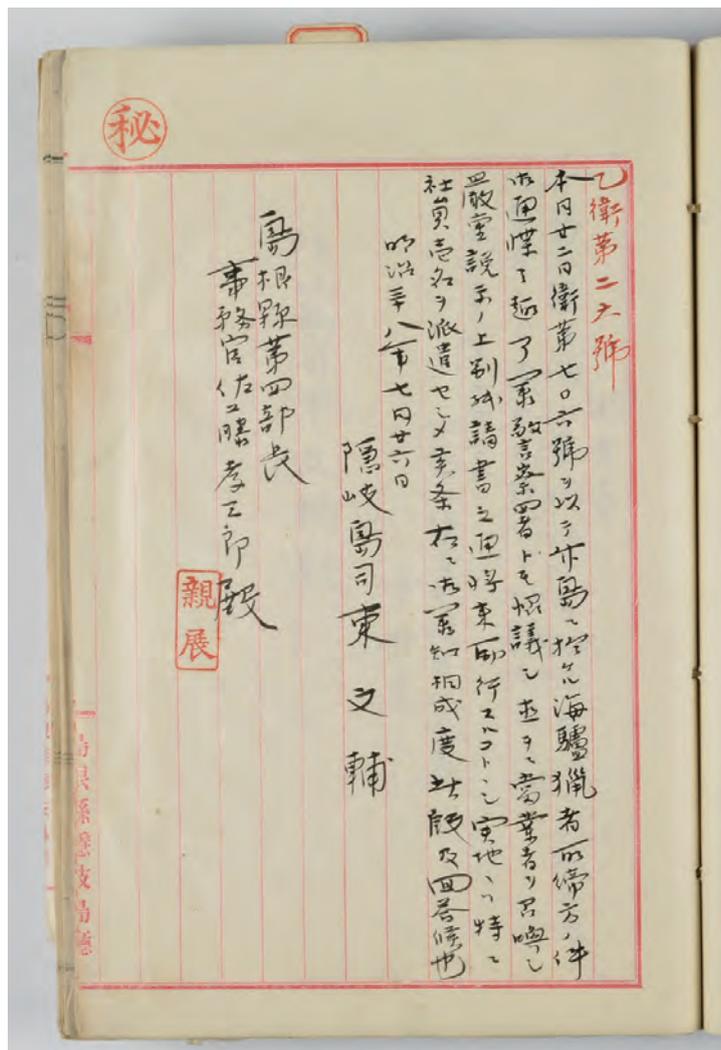
報H26/P9 1905年(明治38年)7月26日

資料概要

隠岐島司が県第四部長に対して、海驢漁業者取締りに
ついての指示に従い、当事者の漁業者を説示し、実行の
ための請書を作成させたことを県に報告した文書写し。

内容見本

本月廿二日衛第七〇六号ヲ以テ竹島ニ於ケル海驢漁者取
締方ノ件御通牒之趣了承警察署トモ協議シ直チニ當業者
ヲ召喚シ嚴重説示ノ上別紙請書之通将来勵行スルコトハシ
実地ヘハ特ニ社員壹名ヲ派遣セシメ候条右ニ御承知相成
度此段及回答候也



所蔵:島根県公文書センター

作成年月日	1905年(明治38年)7月26日
編著者	東文輔(隠岐島司)
発行者	隠岐島庁
収録誌	竹島
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続を行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)